

中種子町水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

中種子町長 田淵川寿広

中種子町規則第20号

中種子町水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則

中種子町水道事業給水条例施行規則(平成 9 年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に，「第19条第 1 項」を「第30条第 1 項」に，「同法第17条第 1 項」を「同法第20条第 1 項」に，「日本工業規格」を「日本産業規格」に，「標示」を「表示」に，「附する」を「付する」に，「附された」を「付された」に改め，同項第 2 号及び第 3 号中「政令第 4 条」を「政令第 6 条」に改める。

附 則

この規則は，令和 8 年12月 1 日から施行する。